

みやぎ認知症応援大使設置要綱

(趣旨)

第1 認知症の人が自分らしく、尊厳を保持しつつ希望をもって過ごせる社会づくりを進めるため、認知症の人本人が普及啓発活動等を行う「みやぎ認知症応援大使」(以下「大使」という。)を設置し、その活動状況を広く発信・周知することで、認知症への関心と正しい理解を広める。

(任期)

第2 任期は委嘱日から3年とし、任期途中の退任及び任期満了後の再任は妨げないものとする。なお、任期満了後の再任については、大使本人、家族等への意向確認により行うことができることとする。

(委嘱)

第3 知事は、次の各号に掲げる要件を満たす者のうち適任と認める者に大使を委嘱する。

- (1) 宮城県内在住であること。
- (2) 認知症の診断を受けていること。
- (3) 認知症の普及啓発に意欲があり、県等と協力・連携ができること。
- (4) 氏名・年代・所在市町村名・略歴・顔写真を公表できること。

(活動内容)

第4 県、市町村等が依頼する認知症理解のための次の各号に掲げる普及啓発活動のうち、大使本人の希望や体調に合わせ、参加・協力が可能な活動を行う。

- (1) 宮城県が行う認知症の普及啓発活動への参加・協力
県が開催するイベント等での講演、広報誌等への寄稿、広報映像等への出演、その他の普及啓発活動
- (2) 認知症サポーター養成講座の講師であるキャラバン・メイトへの協力
認知症サポーター養成講座の受講者の理解を深めることを目的に、キャラバン・メイトが講師を務める当該講座において、自らの体験や希望、必要としていることなどの発信
- (3) その他知事が必要と認めた活動への協力
市町村、関係団体等からの依頼による活動への協力

(活動依頼)

第5 県が大使の活動を希望するときは、大使本人又は支援者に依頼する。

- 2 市町村、関係団体等が大使の活動を希望するときは、原則活動希望日の4週間前までに別紙1「みやぎ認知症応援大使活動依頼書」を県に提出する。県は、内容に応じて大使本人又は支援者と調整を行い、活動を希望する大使を紹介する。
- 3 依頼元の市町村、関係団体等は、紹介のあった大使又は支援者に直接活動の依頼を行い、活動終了後、2週間以内に別紙2「みやぎ認知症応援大使活動報告書」を県に提出する。

(謝金等)

第6 第5第1項に掲げる活動については、県が活動を行った大使及び支援者(1名まで)に謝金及び旅費を別途定める基準により支払う。

- 2 前項以外の活動については、依頼元の基準による。

附 則

この要綱は、令和6年8月5日から施行する。

みやぎ認知症応援大使活動依頼書

年 月 日

宮城県保健福祉部長寿社会政策課長 殿

機 関 名
担当者名
電話番号
メールアドレス

イベント名・会議名等	
希望日時	令和 年 月 日 () 時 分から 時 分まで
場所	
依頼内容	
謝金	大 使 (円) 支援者 (円)
旅費	大 使 (円) 支援者 (円)
留意事項等	※大使に活動いただく際に配慮が必要なことなどあれば記載してください。

※活動希望日の4週間前までに提出してください。

※謝金や旅費については、依頼先がお支払いください。

(提出先) 宮城県保健福祉部長寿社会政策課地域包括ケア推進班

E-Mail: choujuc3@pref.miyagi.jp

みやぎ認知症応援大使活動報告書

年 月 日

宮城県保健福祉部長寿社会政策課長 殿

機 関 名
担 当 者 名
電 話 番 号
メ ー ル ア ド レ ス

イベント名・会議名等	
大使の活動時間	令和 年 月 日 () 時 分から 時 分まで
場所	
参加者数	
参加した大使の氏名	
活動内容	
その他	

※活動終了後2週間以内に提出してください。

(提出先) 宮城県保健福祉部長寿社会政策課地域包括ケア推進班

E-Mail: choujuc3@pref.miyagi.jp